

山形県ネーミングライツスポンサー募集要項

【 提案募集型 】

1 趣 旨

この募集要項は、県有施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関し、民間の自由な発想による導入を図るために、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの内容

施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）からその対価を得て施設の管理運営に役立てるものです。

募集する愛称は一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の施設名称は変更しません。

(2) ネーミングライツスポンサーにとっての導入効果

企業名や商品名の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の維持・運営に寄与することを通じ、地域社会の活性化に貢献することができます。

3 募集の内容

(1) 対象施設

すべての県有施設。

施設全体のほか、対象施設内の一部施設のみ（建物、グラウンドなど）も対象とします。

参考として、主な施設を **資料 1** で示します。

ただし、次の施設は対象としません。

- ア 施設名称の設定に経緯のある施設
- イ 福祉施設、教育施設、庁舎、警察関係施設、病院関係施設
- ウ 命名権が導入されている又は導入を予定している施設
- エ その他愛称を付することが適当でないと思われる施設

(2) 提案金額

施設ごとに希望価格を定めます。

(3) 契約期間

3年から5年

*ネーミングライツスポンサーの決定に際し、契約期間等は協議させていただきます。

(4) 費用負担

名称変更に伴い発生する費用の負担については、次のとおりとします。

なお、ネーミングライツスポンサーの費用負担は命名権料とは別に負担していただきます。

区 分	ネーミングライツスポンサー	県
敷地内外の看板の表示変更*1 *2	○	
県が作成する印刷物及び県のホームページの表示変更*3		○
協定期間終了後の原状回復	○	

*1 看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議のうえ決定します。

*2 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

*3 パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応します。

(5) 名称（愛称）

各県有施設の設置目的にふさわしい名称とします。ただし、次に掲げる名称は付与することができません。

ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

オ 著しく長い又は難解な字句を使用するなど、利用者の混乱を招くおそれのあるもの

カ 個人の氏名

キ その他名称として表示することが適当でないと認められるもの

(6) スポンサーメリット

ネーミングライツを導入する施設ごとに、各種権利を付与します。

4 応募資格

「山形県ネーミングライツスポンサー応募資格要綱」に定める法人又は法人以外の団体とします。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人又は法人以外の団体を1者選定してください。

5 募集方法等

(1) 募集期間

随時、提案を受け付けています。

(2) 募集手続き

ネーミングライツ付与を希望する施設について、対象施設かどうかの確認や名称条件等に係る施設所管課との協議が必要となりますので、書類の提出前に(5)の担当課まで必ず相談してください。

(3) 提出書類（原本1部、副本9部）

(2)の事前相談による調整後、次の書類を提出してください。なお、グループで応募する場合は、グループを構成するすべての法人又は法人以外の団体について提出してください。

- ア 提案募集型ネーミングライツスポンサー申込書
- イ 企業案内パンフレット等
- ウ 印鑑証明書
- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- オ 納税を証明する書類
 - a 山形県税の未納がないことが分かる資料（証明書等）（県内に事業所等を有する場合）
 - b 法人税、消費税及び地方消費税を納税したことが分かる資料（証明書等）（直近1年分）
- カ 決算報告書（直近3ヵ年分）
- キ 定款、寄附行為若しくは規約

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとします。

持参する場合には、午前8時30分から午後5時15分の間（正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）に提出先まで持参してください。

(5) 提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県産業労働部産業創造振興課

(6) 質問の受付等

提案にあたり質問がある場合、質問事項を記載した文書（任意様式）をFAX又は電子メールで受け付けます。なお、公平を期すため、原則として質問に対する回答は、山形県ホームページに掲載します。

*電子メールアドレスについては、お手数でも(5)の担当課までお問合せください。

(7) 留意事項

- ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- イ 提出された書類は複写して選定委員会委員に提示するほか、関係機関に意見を聞くため使用することがあります。
- ウ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、山形県情報公開条例に基づき公開することがあります。
- エ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉者*を選定するため、外部委員（弁護士、施設利用団体の代表者など）と施設所管部局職員等により構成する選定委員会を設置します。

* ネーミングライツスポンサーとしての適格があり、県が協定に係る交渉を行う者をいう。

(2) 優先交渉者の選定

選定委員会において、提出のあった申込書及び添付書類に基づき、応募者、名称、応募金額、社会貢献の実績等を総合的に審査し、優先交渉者を選定します。

なお、同時期に同一施設に複数の応募があった場合には、総合的に審査して順位を付け、1位の応募者を優先交渉者とし、2位以下を次点交渉者とします。

(3) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき
- イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- エ その他不正な行為があったとき

(4) 選定結果の通知・ネーミングライツスポンサーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツスポンサーを決定し、ネーミングライツスポンサー名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について公表します。

7 協定の締結

ネーミングライツスポンサーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツスポンサーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

8 協定の解除等

協定締結後、ネーミングライツスポンサーが次の事項に該当する場合、県は協定を解除することができることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

- ア 「4 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- イ 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- ウ 倒産又は解散したとき

9 その他

(1) 新名称（愛称）の周知

決定された名称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、反映されない場合があります。また、新名称（愛称）が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

(2) 指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、新名称（愛称）決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてネーミングライツスポンサー、指定管理者及び県との間で協議することとします。

(3) 新名称（愛称）の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称変更は原則として認めません。

10 導入までの流れ

- (1) 提案の募集
- (2) 事前相談／関係課調整 ※対象外施設であったり条件等が折り合わない場合があります。
- (3) 申請書類の提出
- (4) 選定委員会の開催（優先交渉者の選定）
- (5) ネーミングライツスポンサー及び新名称（愛称）の決定
- (6) 協定・契約の締結
- (7) 施設の表示等の変更
- (8) 新名称（愛称）の使用開始

11 問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当
電話 023-630-2360 FAX 023-630-2128

(注) 対象施設かどうかの確認や名称・希望価格等の条件についてお知らせする必要がありますので、ご検討の際には上記までご相談ください。

(参考)提案募集型によるネーミングライツスポンサーの募集対象施設の例

・基本的に、すべての県有施設を対象とします。以下は参考のための例示です。

なお、「年間利用者数」は令和元年度の実績をもとに記載しています。

・下記施設以外でも希望に応じて検討しますので、随時お問い合わせください。

・ただし、事前相談を受けてから関係者との調整を行う施設もありますので、結果、導入できない場合もあることをご承知おきください。

1 公園緑地

No	施設名	所在地	年間利用者数(人)	備考
1	県民緑地	山形市	—	
2	西蔵王公園	山形市	220,500	駐車場停車台数による推計
3	健康の森公園	山形市	18,700	指定管理者の巡視による推計
4	庄内空港緩衝緑地	鶴岡市・酒田市	35,145	
5	酒田北港緑地	酒田市	—	
6	酒田北港緑地展望台	酒田市	23,934	
7	最上川ふるさと総合公園	寒河江市	619,500	有料施設利用者、見学者、 駐車場停車台数による推計
8	弓張平公園	西川町	53,800	有料施設利用者、 駐車場停車台数による推計

2 展示施設

No	施設名	所在地	年間利用者数(人)	備考
1	山形県酒田海洋センター	酒田市	31,270	
2	山形県立自然博物館	西川町	9,012	

3 遊戯施設

No	施設名	所在地	年間利用者数(人)	備考
1	鼠ヶ関マリーナ	鶴岡市	—	
2	由良漁港の漁船以外の白山島船揚場	鶴岡市	—	
3	堅苔沢漁港の漁船以外の船舶保管施設	鶴岡市	—	
4	第1酒田プレジャーポートスポット	酒田市	—	
5	第2酒田プレジャーポートスポット	酒田市	—	
6	山形県志津野営場	西川町	721	

4 体育施設

No	施設名	所在地	年間利用者数(人)	備 考
1	山形県体育館	山形市	108,687	
2	山形県武道館	山形市	14,736	
3	山形県総合運動公園【陸上競技場以外の主な施設】	天童市		
	山形県総合運動公園(総合体育館)		271,100	
	山形県総合運動公園(サブグラウンド)		13,300	
	山形総合運動公園(屋内多目的コート)		23,000	
	山形県総合運動公園(テニスコート)		40,700	
	山形県総合運動公園(サッカー・ラグビー場)		6,700	
	山形県総合運動公園(野球場)		7,100	
	山形県総合運動公園(運動広場)		9,300	
	山形県総合運動公園(第2運動広場)		31,400	
	山形県総合運動公園(第3運動広場)		7,100	
山形県総合運動公園(屋外プール)		42,100		
4	中山公園【野球場以外の主な施設】	中山町		
	第2野球場		7,200	
	運動広場		2,000	

※「年間利用者数」は観客数を除く

5 事業施設

No	施設名	所在地	年間利用者数(人)	備 考
1	山形県営駐車場	山形市	83,586	利用台数
2	米沢ヘリポート	米沢市	—	